

佐賀県人事委員会告示第2号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月8日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
佐賀県職員採用試験（行政特別枠及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	略		略	佐賀県職員採用試験（行政特別枠・ <u>教育行政特別枠</u> 及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	略		略
佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）	略			佐賀県職員採用試験（行政特別枠・ <u>教育行政特別枠</u> に限る。）	略		
略				略			